

豊島区国民健康保険

特定健康診査・特定保健指導実施計画概要版

計画の概要

1. 特定健康診査・特定保健指導実施計画とは

この計画は、区が国民健康保険の医療保険者として、40歳から74歳の豊島区国民健康保険の加入者に対して実施する健康診査（特定健診）と保健指導（特定保健指導）についての具体的な内容を定めた実施計画です。第1期計画は、平成20年度から平成24年度までの5か年間計画期間とします。ただし、必要に応じて期間の途中で見直しを行います。

医療保険者が健診と保健指導を実施することになった経緯

平成18年に成立した医療制度改革関連法案の中で、生活習慣病対策の強化が医療費抑制の大きな柱に位置づけられました。これにより、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群。以下「メタボ」という。）に着目し、生活習慣病の予防を重視した健診（特定健診）とその結果により生活改善が必要な人への保健指導（特定保健指導）の実施が医療保険者に義務化されました。

2. 計画の目標

(1) 成果指標

	<ベースライン> 平成20年度	<目標> 平成24年度
メタボ該当者・予備群の減少 (特定保健指導の該当者の減少)	特定健診による特定保健指導該当者数	特定保健指導該当者数の10%減少(対平成20年度比)

(2) 取り組み指標

成果指標を実現するためには、毎年の特定健診受診率を高め、特定保健指導の該当者が保健指導を受けて生活習慣を見直していただくことが重要です。

区では、平成24年度までに、特定健診の実施率を65%、特定保健指導の実施率を45%に引き上げることを目標にします。

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
特定健康診査の実施率	50%	54%	58%	62%	65%

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
特定保健指導の実施率	30%	34%	38%	42%	45%

特定健診・特定保健指導の展開

1. 対象者

国民健康保険に加入している方で実施年度中に40歳～74歳になる方が対象となります。

なお、妊産婦その他の厚生労働大臣が定める者（特別養護老人ホーム入居者、長期入院者等）は対象から除外されます。

【推計対象者数】

	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度
推計対象者数（人）	52,000	52,500	52,500	53,000	53,000

2. 特定健診実施方法

(1) 内容

概要

実施場所	・区内の医療機関
実施期間	・被保険者の誕生日で区分し、6月～1月に実施 ・土日や夜間も健診を受けられる体制の確保
実施形態	・区国民健康保険が実施主体となり、特定健診は医師会に委託

検査項目

区の特定健診は、メタボリックシンドロームの該当者を的確に抽出する検査項目に加え、病気の早期発見・早期治療に必要な検査項目を加えて実施します。

【検査項目】

一般検査	問診、身体計測、肥満度、腹囲、理学的検査、血圧測定	
	尿検査	尿糖、尿蛋白、尿潜血
	血液生化学検査	アルブミン、AST、ALT、 γ -GT、総コレステロール、HDLコレステロール、LDLコレステロール、中性脂肪、尿素窒素、血清クレアチニン、血清尿酸、血糖
	血液学的検査	赤血球、白血球、ヘモグロビン、MCV、MCH、MCHC、ヘマトクリット、血小板数 HbA1c
選択項目	心電図検査・眼底検査	40～60歳まで5年毎（5で割れる年齢で実施）、61歳以上は偶数年齢（2年毎）で実施
	胸部X線	40～65歳まで5年毎（5で割れる年齢で実施）、66歳以上は毎年実施
	標準純音聴力検査	65歳のみ

健診実施時期（平成20年度）

健診対象者の誕生日により健診実施月が設定されます。

誕生日	健診実施月
4月・5月・6月・7月	6月～8月
8月・9月・10月・11月	8月～10月
12月・1月・2月・3月	10月～12月
未受診で受けた希望のある被保険者	1月

(2) 階層化の実施

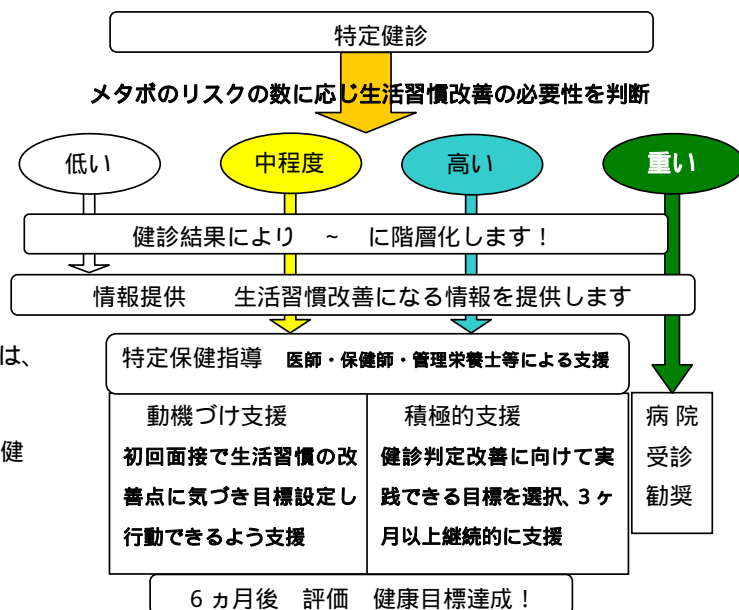
健診結果に基づきメタボの危険度を判定し、生活習慣改善の必要性を判断します。

これを階層化といたします。

階層化により、特定保健指導の対象者（積極的支援対象者、動機づけ支援対象者）を抽出します。

65歳以上で特定保健指導対象者と判定された方は、全て動機づけ支援の対象者になります。

また、生活習慣病に関して服薬中の者は、特定保健指導の対象外となります。



3. 特定保健指導の実施方法

(1) 概要

実施方法	・健診結果からメタボのリスクを判定し、生活習慣の改善に役立つ特定保健指導を専門のスタッフが実施		
	メタボ非該当	情報提供（特定保健指導なし）	6ヶ月後の評価
	メタボ予備軍	動機づけ支援	
実施形態	メタボ該当者	積極的支援	
	・区国民健康保険が実施主体となり、区内を2～3地域に分けて特定保健指導事業者（特定保健指導を委託する民間事業者）に委託。原則的には地域ごとに決められた事業者が担当。他の地域の事業者が実施する特定保健指導を希望することも可能。 ・土日や夜間も保健指導を受けられる体制の確保や、被保険者が参加しやすくするために、通信や面接を取り入れた2種類以上のコース設定		

(2) 特定保健指導事業者の役割

特定保健指導事業者への委託内容は、対象者への連絡、特定保健指導の実施ならびに個別評価、未受診者・脱落者への受診勧奨、実施報告書の作成です。

(3) 円滑な特定保健指導実施に向けて

特定保健指導の実施にあたっては、区及び保健指導事業者は、相談苦情窓口を設置します。また、特定保健指導の質の向上を目指し、区は特定保健指導事業者連絡会（仮称）を設置します。

(4) 特定保健指導事業の評価

さらに効果的な特定保健指導の実施のために、ストラクチャー（構造）評価、プロセス（過程）評価、アウトカム（結果）評価の3つの視点を取り入れ、個人・集団・事業について保険者である区が責任をもって評価し、見直していきます。

特定健診・特定保健指導の全体像

4. 効果的な施策展開のために

(1) 個人情報保護

特定健診・特定保健指導に関するデータや記録は非常に重要な個人情報です。個人情報の保護に関する法律やこれに基づくガイドライン等を踏まえ、厳格な運用・管理を行います。

(2) 特定健診・特定保健指導の制度趣旨の普及啓発

特定健診・特定保健指導は新たな制度であり、国保被保険者にその実施方法や目的をしっかりと周知することが必要です。広報としま、区のホームページ等を用いて情報を提供するとともに、多様な場や機会を通じて普及啓発を進めます。

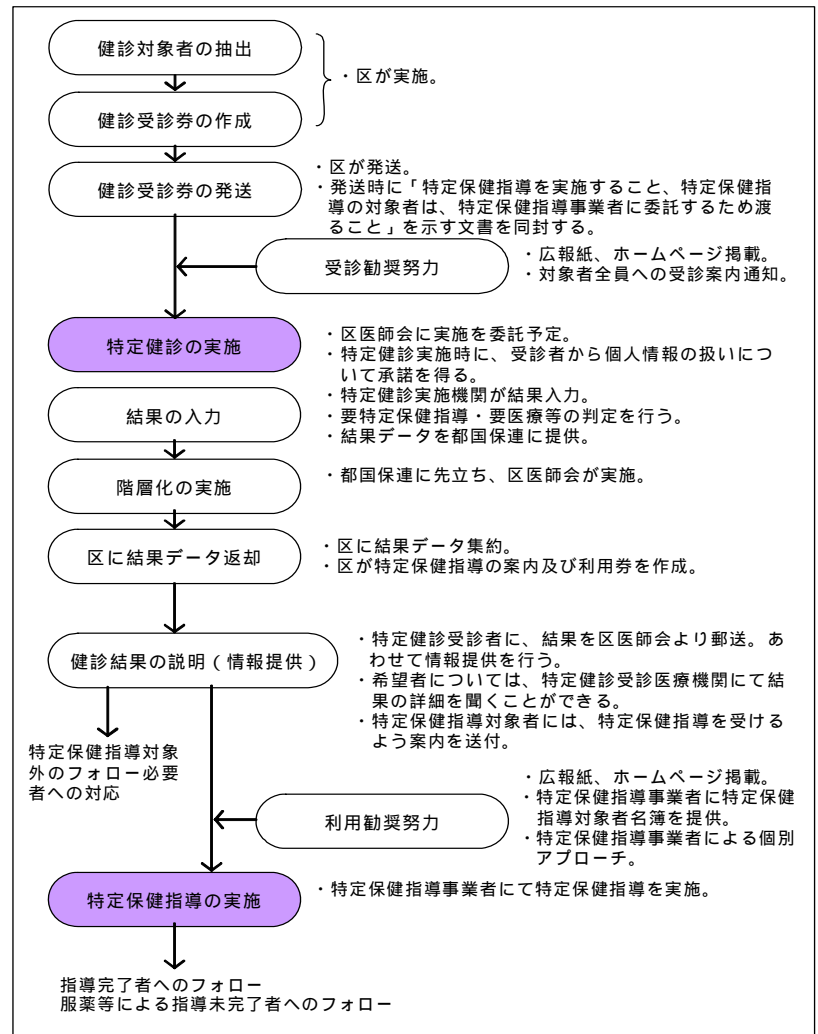
(3) 健康施策との連携

本計画は国民健康保険の40～74歳の被保険者を対象とする計画ですが、策定にあたっては、国保被保険者を含む区民全体の健康づくり施策と連携した取り組みの推進を図ります。

計画の推進

区は区国民健康保険の保険者として、特定健診・特定保健指導に実施に関して責任を有します。特定健診・特定保健指導事業全体の円滑な運営のため、事業の企画・立案、評価を行います。事業の企画・立案や評価にあたり、区は保険者として人材の育成、資質の向上に努めます。また、特定保健指導事業者の質の向上を支援します。

国保被保険者にとって効果的な事業を実施できるよう、国保の所管課が責任をもって庁内において適切な実施体制を構築します。



豊島区国民健康保険「特定健康診査・特定保健指導実施計画概要版」 平成20年3月

〒170-8422 豊島区東池袋 1-18-1

編集・発行 区民部 医療制度改革担当課

ダイヤルイン (03) 3981-1315

お問い合わせ 区民部 国民健康保険課

ダイヤルイン (03) 3981-1923